

湯河原町告示第49号

湯河原町ふれあい農園貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月8日

湯河原町長 富田 幸 宏

湯河原町ふれあい農園貸付要綱の一部を改正する告示

湯河原町ふれあい農園貸付要綱（平成14年湯河原町告示第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ただし書を削り、同条第2項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 農薬を不適切に使用すること。
- (8) その他ふれあい農園貸付事業の目的に反する行為を行うこと。

第12条中「及び農業技術指導員」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。